

令和6年度

# 指定管理者監査報告書

狛江市スポーツ協会・TAC 共同事業体

教育部 社会教育課

狛江市監査委員

# 令和6年度指定管理者監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

## 第2 監査の対象

団 体 狛江市スポーツ協会・TAC 共同事業体  
所 管 課 教育部 社会教育課

## 第3 監査の範囲

令和5年度及び令和6年4月1日から8月31日までの公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

## 第4 監査の期間

令和6年8月20日から令和7年1月17日まで

## 第5 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、狛江市監査基準に準拠し、指定管理者及び所管課における事務について、次の事項を主眼として、関係書類を審査し、担当職員及び指定管理者職員から説明を聴取するとともに、現地を実査することにより実施した。

### 1. 所管課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨が達成されているか。
- (2) 指定管理者の指定は、関係法令等に基づいて適正・公正に行われているか。
- (3) 指定管理における協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 管理に関する経費の算定等は適正に行われているか。
- (5) 指定管理者に対し常時報告を求め、調査し、又は指示する等の適切な指導等は行われているか。
- (6) 業務の履行確認は、定期・事業報告書によりなされているか。

### 2. 指定管理者

- (1) 施設及び財産は、関係法令等に基づいて適正に管理されているか。
- (2) 協定書に基づく指定管理業務は適切に行われているか。
- (3) 協定書に基づく利用料金の設定は適正に行われているか。
- (4) 指定管理業務に関する会計処理等は適正に行われているか。
- (5) 指定管理業務に関する出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (6) 指定管理業務に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。
- (7) 利用促進のための努力はなされているか。

## 第6 指定管理業務の概要

### 1. 施設の概要

#### (1) 名称、所在地、敷地面積等

##### ① 狛江市民総合体育館・狛江市民プール

ア 所在地：狛江市和泉本町三丁目 25 番 1 号

イ 敷地面積：8,232.27 m<sup>2</sup>

ウ 延床面積：市民総合体育館 5,888.87 m<sup>2</sup>・市民プール 1,086.00 m<sup>2</sup>

エ 建築構造：鉄筋コンクリート造 地下1階・地上2階・塔屋1階

##### ② 狛江市民グラウンド

ア 所在地：狛江市和泉本町二丁目 15 番 2 号

イ 敷地面積：9,613.28 m<sup>2</sup>

ウ 管理棟：鉄骨造 延べ床面積 124.67 m<sup>2</sup>

##### ③ 元和泉市民テニスコート

ア 所在地：狛江市元和泉二丁目 8 番 1 号

イ 敷地面積：3,567.18 m<sup>2</sup> (④を含む)

ウ 管理棟：鉄骨プレハブ造り平屋建て 延べ床面積 45.74 m<sup>2</sup>

##### ④ 元和泉スリーオンスリーコート

ア 所在地：狛江市元和泉二丁目 8 番 1 号

イ 敷地面積：163.00 m<sup>2</sup> (ゴムチップ舗装面積)

##### ⑤ 東野川市民テニスコート

ア 所在地：狛江市東野川三丁目 14 番 10 号

イ 敷地面積：3,087.03 m<sup>2</sup>

ウ 管理棟：軽量鉄骨造 延べ床面積 29.16 m<sup>2</sup>

##### ⑥ 西和泉グラウンド

ア 所在地：狛江市西和泉一丁目 16 番 1 号

イ グラウンド面積：7,236.00 m<sup>2</sup>

##### ⑦ 西和泉体育館

ア 所在地：狛江市西和泉一丁目 16 番 1 号

イ 延床面積：鉄骨造り平屋建て 694.00 m<sup>2</sup>

##### ⑧ 多摩川緑地公園グラウンド

ア 所在地：狛江市猪方四丁目 1 番先

イ 敷地面積：13,898.67 m<sup>2</sup>

##### ⑨ 元和泉市民運動ひろば

ア 所在地：狛江市元和泉三丁目 10 番

イ 敷地面積：841.68 m<sup>2</sup>

(2) 使用時間及び時間区分（狛江市体育施設条例施行規則から）

名 称	施設内容	使用時間	時間区分
狛江市民総合体育館	屋内運動場	9時～21時	1区分は2時間15分とする。
西和泉体育館	屋内運動場	9時～21時	1区分は2時間15分とする。
元和泉 市民テニスコート	全天候型コート4面	4月～8月 10時～18時 9月 10時～17時 10月～3月 10時～16時	1区分は2時間とする。ただし、9月の16時～17時は、1時間を1区分とする。
東野川 市民テニスコート	全天候型コート3面	10時～16時	1区分は2時間とする。
狛江市民グラウンド	グラウンド1面	4月～8月 6時～18時 9月～10月 及び2月～3月 6時～17時 11月～1月 6時～16時	1区分は2時間とする。ただし、9月～10月及び2月～3月の16時～17時は、1時間を1区分とする。
西和泉グラウンド	多目的運動場	4月～8月 9時～18時 9月～10月 及び2月～3月 9時～17時 11月～1月 9時～16時	1区分は2時間とする。ただし、4月～8月の17時～18時及び11月～1月の15時～16時は、1時間を1区分とする。
狛江市多摩川 緑地公園グラウンド	野球場2面	6時～18時	1区分は3時間とする。
元和泉 スリーオンスリー コート	バスケットボールリング 2基	4月～8月 10時～18時 9月 10時～17時 10月～3月 10時～16時	
狛江市民プール	50m変形プール 幼児用プール	9時30分～17時30分 ただし、木曜日は、 9時30分～17時	
元和泉 市民運動ひろば	多目的運動広場	4月～8月 10時～18時 9月 10時～17時 10月～3月 10時～16時	団体使用1区分は2時間とし、平日の10時～正午及び正午～14時とする。個人開放は土曜日、日曜日、祝日の全日及び平日の14時～終了時刻とする。

## 2. 狛江市体育施設指定管理者の指定の経過

平成 20 年	4 月 23 日	指定管理者の公募開始（6 団体応募） その後、選定委員会の審査及び選定
平成 21 年	2 月 3 日	指定管理業務に関する協定書の締結 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 （団体名：狛江市体育協会・東京アスレティッククラブ 共同事業体）
平成 26 年	2 月 14 日	指定管理業務に関する協定書の締結（再指定） 指定期間：平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 31 年	1 月 31 日	指定管理業務に関する協定書の締結（再指定） 指定期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
令和 5 年	6 月 30 日	指定管理契約に関する意思確認について団体に照会
	7 月 24 日	団体から指定申請書提出（継続の意思あり。） 事業計画書提出
	8 月 28 日	指定管理者検証委員会開催 団体から意見聴取
	9 月 7 日	指定管理者検証委員会の結果報告（総合評価「B」）
	10 月 12 日	指名業者選定委員会にて承認
	12 月 22 日	狛江市議会にて議決
令和 6 年	1 月 31 日	指定管理業務に関する協定書の締結（再指定） 指定期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
	2 月 19 日	狛江市スポーツ協会・TAC 共同事業体に名称変更届

## 3. 協定書の骨子

狛江市の体育施設の指定管理業務に関する協定書

第 1 章 総則(第1条～第7条)

第 2 章 本業務の範囲と実施条件(第8条～第 15 条)

第 3 章 本業務の実施(第 16 条～第 21 条)

第 4 章 備品の扱い(第 22 条～第 23 条)

第 5 章 業務実施に係る確認事項(第 24 条～第 28 条)

第 6 章 委託料、利用料金及び成果配分(第 29 条～第 33 条)

第 7 章 損害賠償及び不可抗力(第 34 条～第 40 条)

第 8 章 指定期間の終了(第 41 条～第 43 条)

第 9 章 指定期間満了以前の指定の取消し等(第 44 条～第 47 条)

第 10 章 その他(第 48 条～第 55 条)

別紙(1 用語の意義、2 管理施設及び管理備品、3 仕様書、4 個人情報の取扱い  
に関する特記仕様書、5 リスク分担表)

#### 4. 指定管理者との主な協定内容

(1) 狛江市体育施設を適正かつ円滑に管理運営するために、狛江市教育委員会（以下「指定者」という。）は、狛江市スポーツ協会・TAC 共同事業体（以下「管理者」という。）と協定書を締結した。

代 表 特定非営利活動法人狛江市スポーツ協会  
構 成 株式会社東京アスレティッククラブ

(2) 協定書に定める指定者と管理者の主な役割分担は、次のとおりである。

① 指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる管理者の能力を活用しつつ、市民に対する施設サービスの効果及び効率を向上させ、もって健康で文化的な生活の質の向上に寄与することにある。（協定書第2条）

② 管理の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。（協定書第7条）

③ 管理者の業務の範囲は次のとおりである。（協定書第8条、第49条）

[本業務]

- ア 平等で公平な施設の貸出し
- イ 利用者への助言、指導及び相談
- ウ 体育、スポーツ及びレクリエーションに関する教室等の実施
- エ 施設及び設備の適正な保守管理業務
- オ 安全で快適な環境維持管理業務
- カ その他

[自主事業]

施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により実施する事業

④ 利用料金は、狛江市体育施設条例の規定に基づき、管理施設に係る利用料金を管理者の収入として収受する。（協定書第31条）

⑤ 管理者に支払う指定期間中の委託料の総額は、616,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、各年度の委託料は、別途年度協定書で定めることとしており、4期に分けて4月、7月、10月、1月に支払う。（協定書第29条）

なお、平成31年4月1日～令和6年3月31日の委託料の総額は、2回の変更を経て、540,443,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とした。（令和6年2月22日協定書の一部を変更する協定書）

令和5年度 115,642,206円（令和5年度協定書第4条等）

令和6年度 124,830,892円（令和6年度協定書第4条）

⑥ 指定者の負担する経費等は、下記のとおりである。

ア 1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の管理施設の修繕に関する経費。（協定書第20条）

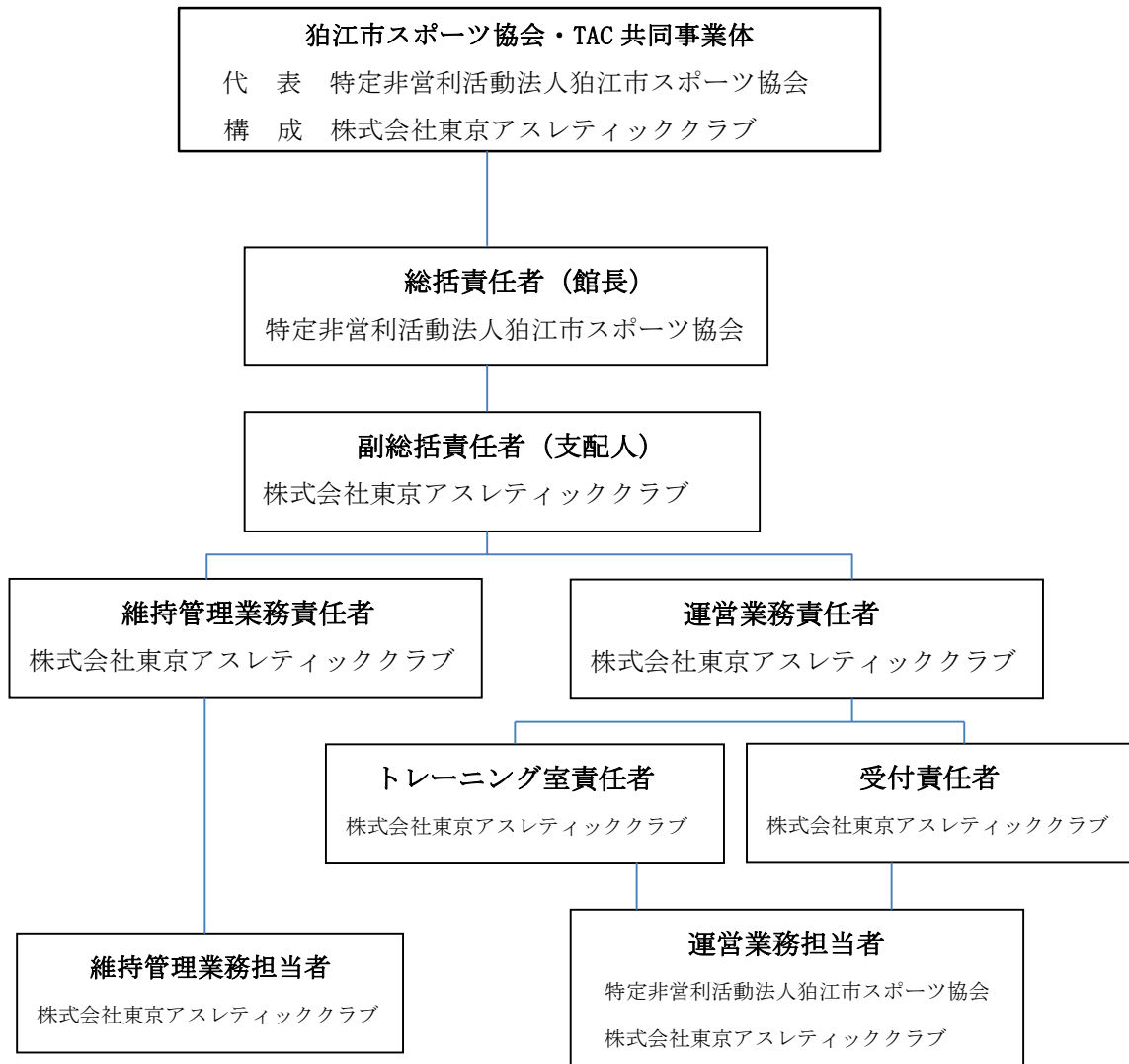
イ 管理備品（備品台帳一覧表に記載する備品）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、管理者と協議のうえ、必要に応じて当該備品を購入又は調達するものとする。（協定書第22条）

ウ 施設賠償責任保険、火災保険及びその他指定者が必要と認める保険。（協定書第37条）

⑦ 備品台帳一覧表に記載する管理備品を無償で管理者に貸与するものとする。（協定書第22条）

## 5. 事業概要

### (1) 組織



### (2) 事業の内容

令和6年度の事業計画においては、「誰ひとり取り残さない公共サービスとスポーツの力で『生活の質』を向上」を基本理念とし、施設の利用促進と市民のスポーツ実施率向上等に努めている。

また、基本方針として、「①環境に配慮した持続可能な施設運営、②多様目・多世代・多志向に応える事業展開、③地域との協働によるスポーツ推進・地域活性」とし、民間事業者としての能力を活用しつつ、市民に対する施設サービスの効果及び効率を向上させ、健康で文化的な生活の質の向上に寄与している。

本来業務内容

- ① 平等・公平な施設の貸出し
  - ア 団体貸切利用
  - イ 個人利用
  - ウ 利用料金の収受
  - エ 運動用具の貸出し
  - オ 個人利用時の設営
  - カ 狛江市西和泉グラウンド放課後開放事業実施要綱及び狛江市民グラウンド放課後開放事業実施要綱に基づく事業
- ② 利用者への助言、指導及び相談
  - ア 利用案内
  - イ 窓口、電話の応対
  - ウ 狛江市体育施設の入場及び退場の管理
  - エ 障がい者、高齢者等要支援者への支援
  - オ 青少年健全育成のための指導
  - カ 利用の制限
  - キ その他の案内
- ③ 体育、スポーツ及びレクリエーションに関する教室等の実施
  - ア 各種運動プログラムの提供と技術指導
  - イ 利用者ニーズに合わせた運動プログラムの展開
  - ウ 利用者の利便性に配慮した施設環境の提供
  - エ 利用者獲得のための広報・宣伝、プログラム
- ④ 施設及び設備の適正な保守管理業務
  - ア 建築物、建築設備、付帯設備の保守管理及び運転
  - イ 物品の管理
  - ウ 消耗品等の管理、補充
- ⑤ 安全で快適な環境維持管理業務
  - ア 日常清掃及び定期清掃
  - イ 機械設備等の保安業務
  - ウ その他施設環境の維持
- ⑥ その他
  - ア 施設の円滑な運営に寄与するための各種業務
  - イ 指定者の主催する会議等への参加
  - ウ 施設に応じた必要な体制の確保
  - エ 指定者への的確な報告



6. 体育施設利用状況

(単位:人)

施設名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		個人利用者数	大人 33,778 小人 5,100	個人利用者数	大人 43,827 小人 6,202	個人利用者数	大人 49,510 小人 7,480
		103,148		149,323		189,567	
			貸切 64,270		貸切 99,294		貸切 132,577
市民総合体育館	元和泉	17,910		19,792		19,017	
	東野川	12,091		11,739		12,714	
	計	30,001		31,531		31,731	
市民グラウンド		57,741		75,550		64,921	
多摩川緑地公園グラウンド	第1球場	22,466		20,915		20,162	
	第2球場	22,815		19,422		22,603	
	計	45,281		40,337		42,765	
市民プール		11,025	大人 3,888 小人 7,137	14,455	大人 5,407 小人 9,048	21,701	大人 8,429 小人 13,272
西和泉体育館		13,327		14,015		15,233	
西和泉グラウンド		16,392		16,833		19,620	
元和泉市民運動ひろば		539		437		528	
合計		277,454		342,481		386,066	

7. 教室事業参加者数

(単位:数・人)

事業	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		教室数	参加者数	教室数	参加者数	教室数	参加者数
大人向け定期制教室		24	7,190	22	9,734	21	9,870
子ども向け定期制教室		27	13,230	25	14,311	25	13,927
子ども向け月会費制教室		13	5,287	12	5,209	13	5,633
夏季等短期教室		16	758	18	684	22	1,154
1回制教室		19	2,185	21	3,201	19	3,322
ショートプログラム		2	200	2	594	2	563
障がい者事業教室		3	171	3	222	3	227
合計		104	29,021	103	33,955	105	34,696

8. 収支の状況（令和4年4月1日～令和6年8月31日）

（単位：円・％）

項目		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		（4月～3月）	構成率	（4月～3月）	構成率	（4月～8月）	構成率
収入	指定管理料	121,843,604	59.3	115,642,206	56.8	62,415,400	54.0
	利用料	31,654,825	15.4	34,497,200	16.9	17,368,375	15.0
	自主事業	45,112,909	22.0	47,047,726	23.1	33,510,840	29.0
	その他	6,686,954	3.3	6,527,939	3.2	2,234,485	2.0
	合計	205,298,292	100.0	203,715,071	100.0	115,529,100	100.0
支出	人件費	58,443,733	28.6	58,735,935	28.8	20,823,000	26.2
	施設費	100,158,454	49.0	98,501,055	48.4	38,419,261	48.2
	振興費	4,386,600	2.1	4,390,800	2.2	2,417,800	3.0
	自主事業	36,367,588	17.8	37,188,267	18.3	16,054,759	20.2
	その他	5,099,269	2.5	4,779,003	2.3	1,920,162	2.4
	合計	204,455,644	100.0	203,595,060	100.0	79,634,982	100.0
収支差引額		842,648		120,011		35,894,118	

※令和6年度分は、速報値

## 第7 監査の結果

指定管理者制度については、平成15年6月地方自治法の改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設され、同年9月から施行された。

この制度は、多様化する住民ニーズに、より効率的・効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの質の向上や経費の節減等を図ることを目的としている。

狛江市教育委員会においては、平成20年に体育施設指定管理者選定委員会により指定管理者の選定を行い、同年12月に市議会の議決を経て、平成21年度から平成25年度までの5年間を指定期間とし、狛江市体育協会・東京アスレティッククラブ共同事業体を指定管理者とした管理運営が開始された。

令和5年8月には、狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者検証委員会において同共同事業体の再指定に対する評価を行い、同年12月に市議会の議決を経て、令和6年度から令和10年度までの5年間を指定期間とし、狛江市スポーツ協会・TAC共同事業体（令和5年度に名称変更）により、4期目となる管理運営が継続されている。

今回の指定管理者監査は、狛江市体育施設の指定管理者である狛江市スポーツ協会・TAC共同事業体及び所管課である教育部社会教育課について、指定管理に係わる事務・業務の執行及び管理運営が関係法令等の定めるところにより、適正かつ効率的に執行されているか、提出資料及び関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより実施した。

指定管理に係る事務・業務の執行及び業務管理運営状況については、関係法令等の定めるところにより、おおむね適正に執行されていると認められたものの、狛江市スポーツ協会・TAC 共同事業体及び教育部社会教育課に対して、検討等いただきたい事項が見受けられたので、以下に述べる。

〔狛江市スポーツ協会・TAC 共同事業体〕

1. 経理規程の整備について

資料提出された経理規程を確認したところ、監査人及び経理責任者が規定されていなかった。経理業務を正確かつ適正に行うため、各々が担うべき職責や職務範囲等を加えた経理規程の整備等を検討していただきたい。

2. 財務諸表の整備について

備品と消耗品の区分等を規定した経理規程を整備し、「狛江市の体育施設の指定管理業務に関する協定書」第 20 条に基づくサービス向上のための改造等、また、第 23 条に基づく備品の購入・調達を行った場合は、これらの支出が詳細に記録され、分類された財務諸表の整備等を検討していただきたい。

〔教育部社会教育課〕

1. 財務諸表の確認について

指定管理者が行う、「狛江市の体育施設の指定管理業務に関する協定書」第 20 条に基づくサービス向上のための改造等及び第 23 条に基づく備品の購入・調達については、主管課である社会教育課においても、財務諸表を適宜確認いただきたい。